

高知県地域活性化支援事業費補助金に係る Q&A

Q1 営利を目的とする団体（企業）は申請できますか。

A できます。ただし、対象となる事業は地域活性化のための社会貢献活動（非営利）に限られます。

Q2 個人は申請できますか。

A できません。ふるさと納税を財源とした補助金であり、その交付には一定の公益性が必要であることから、地域住民や賛同者などを巻き込んだ組織的な活動を行う団体を対象としています。そのため、補助金交付要綱第4条で対象事業者を「法人若しくは任意団体」と規定しており、個人申請は不可となっています。

Q3 補助金の募集はいつまでですか。

A 随時受け付けています。ただし、クラウドファンディング等に一定の期間を確保する必要があるため、余裕を持った事前のご相談をお願いします。

Q4 県の他の補助事業と併用はできますか。

A できません。県の他の補助金と同様、併用は不可です。なお、国、他の地方公共団体又は団体等からの補助等は補助所要額を超えない限り受領することが可能です（交付要綱第5条）。

Q5 CF 未経験ですが、問題はないですか。

A CF の実施にあたっては、専門事業者の「READYFOR 株式会社」が伴走支援を行いますので、専門知識がなくても問題ありませんが、インターネット環境は必要（募集ページの作成等）となりますので、ご注意ください。

Q6 募集期間はどのように設定すればよいでしょうか。

A 公開当日を含まず、10日～59日間の間で申請者が自由に設定することができます。（30日～45日間での実施が一般的です。）

Q7 目標額に届かなかった場合、寄附金はどうなりますか。

A 本事業は、CFの募集方式に「All or Nothing (※)」型を採用しています。この方式では目標額に達成しない場合は、事業を開始することはできず、寄附はキャンセルされることとなります。

(※) 目標金額を達成した場合のみ支援金を受け取ることが可能。支援総額が目標金額に達した場合に限り、クラウドファンディングが達成したものとして取り扱う方式。

Q8 CF募集期間中に寄附額が目標額を上回った場合はどうなりますか。

A 補助所要額 200 万円までの範囲内で当初の事業計画を変更し、セカンドゴール（目標金額達成後の次の目標）を設定することが可能です。なお、セカンドゴールを設定しない場合は、寄附額が増加しないような処置を図ります。

※CFサイトの仕様上、目標額を上回った場合でも寄附の募集を停止することは不可。

Q9 最終的な寄附額が目標額を上回った場合はどうなりますか。

A 当初の事業計画を変更して補助申請を行うことで、目標額を超過した寄附金を活用することが可能となります。

Q10 追加で資金が必要となった場合にどうすればよいでしょうか。

A 追加でCFを行うことはできないため、自己資金で対応をお願いします。

Q11 事業を完了できなかった場合に補助金（寄附金）はどうなりますか。

A 事業完了の実績報告が提出されない限り、補助金が支給されることはありません。その場合、寄附金は寄附者に返金とはならず、県事業に活用します。

Q12 補助対象事業はいつまでに完了しなければいけませんか。

A 補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければなりません。

Q13 事業の完了まで複数年かかる事業を申し込むことはできますか。

A できません。交付決定を受けた年度内で事業を完了させる必要があります。ただし、やむをえない理由により年度内に完了することができない場合は、繰越申請書を提出し、承認を受ける必要があります（交付要綱第 12 条）。

※県議会における繰越予算の議決が前提となります。

Q14 事業計画の内容を途中で変更できますか。

A できます（交付要綱第 11 条）。ただし、事業計画の主旨に関わる大きな変更は、寄附者の意思に影響を及ぼすことが想定されるため、できません。